

北播磨総合医療センター企業団債権の管理に関する条例

〔平成28年2月19日〕
条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、北播磨総合医療センター企業団(以下「企業団」という。)の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、企業団の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「企業団の債権」とは、金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 企業団の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく企業管理規程に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(企業長の責務)

第4条 企業長は、法令又は他の条例若しくはこれに基づく企業管理規程の定めに従い、企業団の債権を適正に管理しなければならない。

2 企業長は、前項の規定を遂行するため、企業団の債権について、債務者の状況、債務不履行の理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置を講ずるものとする。

(台帳の整備)

第5条 企業長は、企業団の債権を適正に管理するため、企業管理規程で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(債権の放棄)

第6条 企業長は、企業団の債権(その額が50万円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (2) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該債権について弁済することができる見込みがないとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先し

て弁済を受ける債権及び当該企業団以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(5) 強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

2 企業長は、前項の規定により企業団の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。